

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

一 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の教職員定数の標準の改正

教頭及び教諭等の数について、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の児童又は生徒の数、障害に応じた特別の指導が行われている児童又は生徒の数、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導が行われている児童又は生徒の数及び初任者研修を受ける者の数に応じて新たに教員の数を算定するものとする。

（第七条第一項第四号から第七号まで関係）

二 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員定数の標準の改正

教頭及び教諭等の数について、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導が行われている児童及び生徒の数並びに初任者研修を受ける者の数に応じて新たに教員の数を算定するものとする。

（第十一条第一項第五号及び第六号関係）

三 共同学校事務室に係る教職員定数の算定に関する特例

教職員定数の算定に関する特例に第四の一の共同学校事務室が置かれている場合を追加するものとする。

(第十五条第五号関係)

第二 義務教育費国庫負担法の一部改正

学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として、都道府県立の義務教育諸学校に配置される教職員の給与及び報酬等に要する経費を国庫負担の対象に加えるものとする。

(第二条第三号関係)

第三 学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正

事務職員の職務について、事務をつかさどるものとする。

(第三十七条第十四項関係等)

第四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

一 共同学校事務室

1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する

二以上の学校に係る事務（学校教育法第三十七条第十四項の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができることとする。

（第四十七条の五第一項関係）

2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置くこととし、室長は、共同学校事務室の室務をつかさどるものとする。

（第四十七条の五第二項及び第三項関係）

3 共同学校事務室の室長及び職員は、1による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てるものとする。

（第四十七条の五第四項関係）

## 二 学校運営協議会

1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めな

なければならないものとする。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができることとする。

(第四十七条の六第一項関係)

2 学校運営協議会の委員に第五の二の地域学校協働活動推進員その他の対象学校(当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。)の運営に資する活動を行う者を加えるものとする。

(第四十七条の六第二項関係)

3 対象学校の校長は、2の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができることとする。

(第四十七条の六第三項関係)

4 学校運営協議会は、対象学校の教育課程の編成等についての基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

(第四十七条の六第五項関係)

5 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができることとする事。

(第四十七条の六第七項関係)

6 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならないものとする事。

(第四十七条の六第九項関係)

## 第五 社会教育法の一部改正

### 一 教育委員会が講ずべき地域学校協働活動に係る措置

都道府県及び市町村の教育委員会は、地域住民その他の関係者が学校と協働して行う地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする事。

(第五条第二項及び第六条第二項関係)

## 二 地域学校協働活動推進員

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができることとし、地域学校協働活動推進員は、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行うものとする。

(第九条の七関係)

## 第六 附則

一 この法律は、平成二十九年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数又は都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、平成三十八年三月三十一日までの間は、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、この法律による改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めるものとする。

(附則第二条関係)

三 この法律による改正後の義務教育費国庫負担法の規定は、平成二十九年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成二十八年度以前の年度に係る経費につき平成二十九年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例によるものとする事。

(附則第三条関係)

四 この法律の施行に関し必要な経過措置を政令で定めるものとする事。

(附則第四条関係)

五 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事。

(附則第五条関係)

六 その他関係法律について所要の改正を行う事。

(附則第六条及び第七条関係)